

和歌山県PRキャラクター
たいけん **きいちゃんの
体験レポート**



わかやま
オススメ

いちご狩り

身近に楽しめる体験などから
わかやまの自然や歴史文化を知ろう！

和歌山県のいちご栽培は、昭和30年頃から始まったとされ、現在は紀の川流域や海岸沿岸部を中心に、県内各地で栽培されています。品種は「まりひめ」「さちのか」「紅ほっぺ」で9割を占めますが、この他にも多くの品種が栽培されています。

いちごの収穫時期は12～5月頃。小売店や農産物直売所にはいろいろないちごが並びます。また、シーズン中は摘みたてならではの美味しさが満喫できる「いちご狩り」も多くの観光客で賑わいます。ぜひ香り高いフレッシュな県産いちごをお楽しみください。

※営業期間・品種は各農園で異なります。



和歌山県オリジナル品種「まりひめ」の品種登録から今年で10周年を迎えるよ

きいちゃんインタビュー



和歌山県いちご生産組合連合会会長の三原康弘さんにお聞きしました。

新春に先がけ、12月から今季の本格的な出荷が始まっています。いちごは摘みたてが一番おいしいので、皆さんの身近な産地のものや、いちご狩りがおすすめです。

「まりひめ」をはじめ、安心安全で魅力あふれる和歌山県産いちごを皆さんの笑顔のためにお届けできるよう、私たちが頑張っている作っていますので、ぜひ味わってみてください。

お問い合わせは
和歌山県いちご生産組合連合会
(県庁果樹園芸課内) ☎073-441-2904



まりひめ(12月上旬～5月頃)
早生種の「草姫」と、コクのある「さちのか」を交配させた和歌山県オリジナル品種。今年3月に品種登録10周年を迎えます。

毬姫様(12～2月)
大きさと味にこだわり期間限定で出荷される特別な「まりひめ」。冬のいちごは時間をかけてじっくり赤く、しっかり甘く育ちます。

「毬姫様」のこだわり

- ・粒の大きさは35g以上、糖度は9度以上の果実を厳選
- ・へたの根元まで赤く熟した完熟状態で収穫
- ・品質を守るため12～2月の期間限定出荷



毬姫様(まりひめさま)プレゼント

まりひめ10周年を記念して、抽選で10名様に毬姫様をプレゼント!

1月20日(月)<消印有効>までに、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、ハガキで〒640-8585(住所不要)和歌山県果樹園芸課「県民の友まりひめプレゼント」係へご応募ください。

※皆さんの個人情報は、和歌山県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。



ちょうさとついか 調査統計課からのお知らせ

①2020年農林業センサス

2月1日現在で、農林業の実態に関する5年に一度の統計調査を実施します。

1月中旬から農林業を営んでいる皆さんのところに統計調査員が訪問しますので、ご回答をお願いします。

②毎月勤労統計調査

雇用労働者の賃金や労働時間、雇用の変動を毎月調査しています。調査結果は、失業給付金額や労災保険の給付額改定などの重要な基礎資料となります。

調査対象事業所を把握するため、統計調査員が1月から2月にかけて事業所を訪問しますので、ご回答をお願いします。

対象:和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、岩出市、由良町

問:県庁調査統計課



和歌山県優良県産品 プレミア和歌山

『プレミア和歌山』は、“和歌山らしさ”“和歌山ならではの”の視点で審査し、優良な県産品を推奨する制度です。

まりひめコンフィチュール

和歌山県オリジナル品種「まりひめ」の甘みをそのまま閉じ込め、フレッシュな莓のおいしさが味わえる逸品です。ヨーグルトなどのお供として、食卓へお届けします。

株式会社しおん ☎0736-64-2315



抽選で10名様にプレミア和歌山推奨品「まりひめコンフィチュール150g」をプレゼント!

1月20日(月)<消印有効>までに住所、氏名、年齢、電話番号、商品名、県民の友への感想を記入のうえ、ハガキで〒640-8585(住所不要)和歌山県広報課「プレミア和歌山プレゼント」係へご応募ください。

※皆さんの個人情報は、和歌山県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

問:県庁広報課 ☎073-441-2032

プレミア和歌山



人 権 連 携 心 ころ の 気 づ き

難病患者の「治療」と「仕事」の両立について

問 県庁健康推進課 ☎073-441-2640
難病は、治療方法が確立しておらず長期の療養を必要としますが、投薬などにより症状をコントロールすることで日常生活を過ごすことができる方も増えてきています。

しかしながら、多くの難病の方が治療と仕事の両立の難しさに悩んでおり、実際に職場の理解や配慮を得て働いている方は3割程度に過ぎません。治療の時間が取れないために、転職や退職を余儀なくされる場合もあります。

難病をはじめ、病気による治療と仕事を両立させるためには、時間単位での休暇やフレックスタイムなどの制度の普及はもちろん、その制度の利用に対する周囲の理解が必要不可欠です。難病は、誰もが突然なりうるものです。病気を抱えながら働く方への正しい理解を深めるとともに、治療と仕事を両立されている方に配慮をお願いします。県では、難病・子ども保健相談支援センターにおいて療養生活、就労などに関する相談を随時受け付けておりますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ】
難病・子ども保健相談支援センター
☎073-445-0520
相談時間:9:00～17:45
(土、日、祝、年末年始は除く。)